

富加町農業委員会の農業委員及び富加町農地利用最適化推進委員の募集要領

農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員の選出方法が選挙制から町議会の同意を要件とする町長の任命制へと変更となりました。

また、農業委員会の組織体制や役割などが見直され、農地等の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することが義務付けされました。

これにより農業委員については町長が、農地利用最適化推進委員については農業委員会がそれぞれ農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般募集により広く候補者を求め、その者の中から、これらの委員を決定しなければならないことになりました。

つきましてはこれらの各委員候補者を次のとおり公募します。

なお、推薦又は応募していただいても必ずしもこれらの委員に確定するとは限りませんのでご了承ください。

1 募集の対象及び定数

- (1) 農業委員 14人
- (2) 農地利用最適化推進委員 2人

2 募集の期間

いずれも平成29年2月1日（水）～平成29年2月28日（火）17時15分必着

3 推薦及び応募の資格

推薦を受け又は応募できる方は、次に掲げる資格要件を全て満たしている方です。

- ① 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関しその職務を適切に行うことができる方
 - ② 町の職員でない方
 - ③ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、推薦を受け又は応募することができません。
- A. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
 - B. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

4 推薦又は応募の方法

別添の「推薦書」又は「応募申込書」に必要事項を記入のうえ、締切日までに富加町役場産業環境課へ提出してください。

なお、郵送による提出も受け付けます。(締切日必着)

また、提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けません。

※ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所、電話番号、生年月日を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

5 候補者の選考

(1) 農業委員候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が14人を超えた場合又は町長が必要と認めた場合は、評価委員会を開催し、それぞれの候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

(2) 農地利用最適化推進委員候補者

推薦若しくは応募による候補者の総数が2人を超えた場合又は農業委員会長が必要と認めた場合は、富加町農業委員会が候補者を選定します。

なお、必要に応じて面接を実施する場合があります。

6 選考結果の通知

選考結果は、本人宛に郵送通知します。

7 個人情報の取り扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 任期

(1) 農業委員 任命の日(平成29年7月20日)から3年(平成32年7月19日まで)

(2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員任期満了日まで

9 職務

(1) 農業委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消など農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項の審議のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項について農地利用最適化推進委員と一体となつて行う活動等が主な職務となります。

会議等は、2ヶ月に1回程度の総会のほか、随時開催による会議、研修会等への出席をしていただきます。

(2) 農地利用最適化推進委員

農地の無断転用の防止・解消などを図るための現地調査等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項について農業委員と一体となって行う活動等が主な職務となります。

会議等は、2ヶ月に1回程度開催の農業委員の総会のほか、随時開催による会議、研修会等への出席をしていただきます。

1 0 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、富加町非常勤職員の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規程に基づき報酬を支給します。

1 1 推薦及び応募の問い合わせ先

〒501-3392

富加町滝田 1511

富加町役場産業環境課（農業委員会事務局）

電話 54-2113 FAX 54-2461